

平成21年「職員の期末手当等に関する報告及び勧告」の概要

平成21年5月13日
三重県人事委員会

1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

(1) 特別給改定についての基本的考え方

特別給（期末・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で公民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本

(2) 民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施

・民間企業の夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況の中、人事院は本年の夏季一時金の決定状況を把握するため特別調査を実施

・本県においても、県内に事業所のある主要な民間企業の春闘における一時金の受結状況を見ると、大幅に減少している状況も見受けられることから、本委員会として、緊急に本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、本年の職種別民間給与実態調査の対象事業所である147事業所を対象に特別調査を実施

（4月22日～5月7日）

・調査の回答状況 回答109事業所（74.1%）、未回答38事業所（25.9%）

・本年の夏季一時金を決めたとする事業所（決定済事業所）

調査対象147事業所のうち14事業所（9.5%）

（内訳）昨年に比べ夏季一時金の水準が増加 2事業所

昨年に比べ夏季一時金の水準が減少 12事業所

・本年の夏季一時金が未定であるとする事業所

調査対象147事業所のうち95事業所（64.6%）

・未回答であった事業所

調査対象147事業所のうち38事業所（25.9%）

・以上のとおり、本委員会が実施した特別調査の結果は、決定済事業所が14事業所と1割にも満たず、9割以上の事業所においては、本年の夏季一時金の支給額が未定又は不明な状況にあることから、十分な精度を確保することができず

(3) 特例措置の実施

・県内に事業所のある主要な民間企業の春闘における一時金の受結状況や一部の事業所ではあるものの特別調査の決定済事業所の状況を見ると、夏季一時金が相当なマイナスとなっていることが認められること

・人事院勧告においては、6月期の期末・勤勉手当の支給月数のうち0.20月分を凍結する内容の勧告がなされたこと

・社会一般の情勢に適応させる必要があるとともに、国や他の都道府県の動向も考慮すると、何らかの調整的な措置を講ずる必要があること

・調整的な措置の内容を決めるに当たって、十分な精度を確保することができなかった特別調査の結果を基に決めることは適当でないこと

・以上の状況を総合的に勘案して、人事院勧告に準じて、暫定的な措置として本年6月期の期末・勤勉手当の支給月数のうち0.20月分を凍結

職 員	期末・勤勉手当合計月数（6月期）		
	現行	凍結分	凍 結 後
一 般 職 員	2.15	0.20	1.95（期末1.25（ 0.15）、勤勉0.7（ 0.05））
特定幹部職員	2.15	0.20	1.95（期末1.1（ 0.10）、勤勉0.85（ 0.10））

（注）特定幹部職員とは、次長級以上の職員のこと

・特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年秋には必要な措置を勧告

2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日

参 考

6月期の期末・勤勉手当のモデル例（行政職）

（単位：円 千円未満切り捨て）

区分		勧告前	勧告後	減額幅
係 員	25歳 独身	458,000	415,000	43,000
	30歳 配偶者	565,000	513,000	52,000
主 査	40歳 配偶者、子2	912,000	827,000	85,000
主 幹	45歳 配偶者、子2	1,009,000	915,000	94,000
課長級	- 配偶者、子2	1,166,000	1,058,000	108,000
次長級	- 配偶者	1,453,000	1,318,000	135,000
部長級	- 配偶者	1,680,000	1,524,000	156,000

期末・勤勉手当の年間支給割合変遷

年 度	40	42	44	45	46	49	51	53	元	2	3	5	6
支給割合(月)	4.3	4.4	4.5	4.7	4.8	5.2	5.0	4.9	5.1	5.35	5.45	5.3	5.2
年 度	9	11	12	13	14	15	17	18	19				
支給割合(月)	5.25	4.95	4.75	4.7	4.65	4.4	4.45	4.45	4.5				